

BRIDGE 評価委員会運営要領

令和5年4月6日
ガバニングボード決定
(最終改正：令和7年3月12日)

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針（ガバニングボード決定。以下「運用指針」という。）に基づく BRIDGE 評価委員会の運営は、運用指針に定めるもののほか、本要領に基づき行うこととする。

1. 構成及び委員

(1) 構成

- ① BRIDGE 評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、CSTI 有識者議員、プログラム統括チームその他の有識者3名以上で構成するものとする。
- ② 座長は、ガバニングボード座長が務める。
- ③ 座長代理は、座長が、評価委員会委員の中から指名することができる。
- ④ プログラム統括チーム以外の有識者を含める場合には、座長の意見を踏まえて選定し、内閣府が委嘱する。有識者の任期は1年とし、再任を妨げない。

(2) 委員

評価委員会委員は、別紙のとおりとする。

2. 業務

(1) 評価委員会の業務

評価委員会は、運用指針に定める評価等の業務を行う。

(2) 座長の業務

- ① 座長は、(1)の業務を実施するため、評価委員会を開催する。また、必要に応じ、評価委員会委員以外の者を出席させることができる。
- ② 座長は、評価委員会の議事運営を行い、評価等の結果を取りまとめる。
- ③ 座長は、評価等を行う事項について直接の利益相反関係を有する評価委員会委員を参加させないものとする。座長自らが利益相反関係を有する場合は、座長代理にその業務を代行させることができる。
- ④ 本要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、座長が定める。

3. 事務局

評価委員会の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の SIP/BRIDGE 担当グループが務める。

(別紙)

BRIDGE 評価委員会委員名簿

※◎は座長

(ガバニングボード)

◎鈴木 純 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員
ガバニングボード座長

宮園 浩平 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員

波多野 睦子 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員

(プログラム統括チーム)

南部 智一 プログラム統括チーム・チーム長
内閣府政策参与・プログラム統括

五十嵐 仁一 プログラム統括チーム・チーム長代理